

■小矢部市地域防災計画の修正案に対する意見とその対応について

資料3

No.	該当箇所	意見内容（要旨）	意見に対する回答	地域防災計画の修正の有無
1	震災編（総則）第1節4	簡易な修正とは、例えば避難所の収容人数が200名から180名に変わることや、避難所運営委員会に関する事など、避難所で避難者にはほぼ無関係な変更などを指すのでしょうか。	簡易な修正とは、例えば文言の修正や資料編の修正など、地域防災計画の基本的な考え方の変更を伴わない修正を考えています。	修正しません。 （簡易な修正の内容を確認する問いであるため。）
2	震災編（総則）第5節2（8）	公共的団体における地区自治振興会・防災会の役割を明確にすべきでないか。	今回修正を行わない箇所において、自主防災組織・自治会の役割を定義しているところですが、大まかな内容となっているため、市と地区防災会との役割分担をマニュアル等に落とし込んで、役割分担を明確化していきます。	修正しません。 （意見は参考にさせていただきます。）
3	震災編（総則）第6節	地域防災計画新旧対策表の新旧-4の図では「自主防災組織」と表示があり、地域防災計画の修正内容の対比表-1では「地区防災会」とあります。「自主防災組織」に統一されるべきではないかと思えます。	自主防災組織には、地区防災会のほか、企業等を含む各種団体の組織も含まれるものとして考えており、新旧-4の図では自主防災組織と表示しています。	地区防災会に限定する箇所は「地区防災会」と表示し、地区防災会に限定しない箇所は「自主防災組織」と表示を統一します。
4	震災編（総則）第6節	地域防災計画新旧対策表の新旧-4の図では「自主防災組織」と「防災士」を分けているが「防災士」は「自主防災組織」の中で活動していると認識しているので、分けて表示するのはおかしいのではないか。	活動が分かれていることを示す意図ではありましたが、誤解を招く表現でしたので、「自主防災組織」と「防災士」が重なり合う表現に改めます。	自主防災組織と防災士の囲みを重ねる形に修正します。
5	震災編（災害予防計画）第2節4（1）	安全だからと新庁舎に避難されては、職員は避難者の対応をしなければならなくなり、災害対策本部としての機能が低下してしまうので、石動地区全域に、市役所は災害対策本部であって、避難所では無いということ、周知していただきたい。	意見のとおり、市役所は避難所ではなく、あくまで災害対策本部であり、市職員や関係機関の関係者、応援自治体の職員などが業務を行うために必要な設備等を明記したものです。	修正しません。 （意見は参考にさせていただきます。）

■小矢部市地域防災計画の修正案に対する意見とその対応について

資料3

No.	該当箇所	意見内容（要旨）	意見に対する回答	地域防災計画の修正の有無
6	震災編（災害予防計画）第6節	地域防災計画の修正内容の対比表-5「参集状況の把握、安否確認が行えなかった」との課題であるが、地震で震度5弱なら、市全体で共有できるが、大火事やどか雪など一部地域に限る災害の場合や、避難施設利用が必要な場合など、誰が災害と認定し、避難施設を利用可能とするのか。飲料水等の支給を市にお願いした場合等、現状、市は連絡体制が取れていないのではないか。喉元過ぎれば熱さを忘れるではだめです。	大規模でない一部地域に限った災害の場合、災害警戒本部や災害対策本部が設置されないことも予想されますが、その場合は総務班を中心に必要な対応をとることになると考えています。しっかりと組織的に対応してまいります。	修正しません。 （意見は参考にさせていただきます。）
7	震災編（災害予防計画）第7節 5(4)	地域防災計画新旧対策表の新旧-9上段、「(4)市民からの情報提供手段の周知 市公式LINEから被害状況等を投稿できる機能があることの周知に努め、市民からの情報提供を呼び掛けるものとする」とあるが、現在、市が行っているLINEの教育では、通報システムの訓練ができていない。実施訓練すべきではないか。	周知だけでなく、訓練も行うべきという意見ですので、出前講座や各地区での研修の機会をとらえて、実施していきたいと考えています。	修正しません。 （意見は参考にさせていただきます。）
8	震災編（災害予防計画）第7節 5	発災時には、被害・安否について、いの一番に市当局から地区防災会に対して情報を求める状況において、地区防災会が行う事務及び業務の内容を著すことが必要と考える。地区に防災計画の設定を求めているが、国・県・市という流れでは膨大すぎて、もっとシンプルな計画（ひな型）を示す必要があると思う。	災害時には、被害情報の収集について、地区防災会に協力をお願いすることになります。特に発災直後は時間も限られている中、スムーズに情報収集を行う必要があると考えていますので、ひな形を示し、統一的な対応がとれるよう体制の整備を行います。	修正しません。 （意見は参考にさせていただきます。）
9	震災編（災害予防計画）第9節 3	市の防災総合訓練で、初動での安否確認の手法が明確化されておらず、72時間が人命救助の限界とされるなか、迅速に行える対策（例えば「結ネット」での災害モードの利用）を示すべきだ。そういう観点で、市公式LINEの他に「結ネット」を追加すべきと考える。	各地区において、どのような形で安否確認を行うかは、それぞれの地区の実情に応じた形が望ましいと考えています。意見にある「結ネット」も有効な手段であると認識していますが、地区により導入程度が異なるため、手段の一つとして考えています。	広報手段に「結ネット」を追加する形で修正します。

■小矢部市地域防災計画の修正案に対する意見とその対応について

資料3

No.	該当箇所	意見内容（要旨）	意見に対する回答	地域防災計画の修正の有無
10	震災編（災害予防計画）第11節 3(1)	<p>環境省は犬と猫の同行避難を想定しているの で、他のペットで対応可能なのは、ウサギやハ ムスターなどの哺乳類までならなんとかなる気 がします。</p> <p>インコやオウムなどの鳥類や陸亀の場合は、飼 い主がペットの避難準備を、かなりしていない と無理な気がします。</p> <p>その他の爬虫類や両生類は、電気や上下水道が 使えないと無理ですし、多くの避難者が受け入 れを拒絶する可能性が高いです。</p> <p>魚類にいたっては運ぶ事が困難です。</p> <p>いずれにしても哺乳類や鳥類の場合は、ケージ に入ったり人間に慣れるように、しっかりしつ けをしてペットの避難に必要な物を、十分に揃 えておく必要があります。</p>	<p>ペットを飼っている方々に、避難をする場合の 注意点を周知したいと考えています。避難所の 体制整備として、ペット同行可能な避難所の設 置を検討しますが、すべてのペットへの対応は 難しいと考えています。まずは犬や猫の対応か ら検討していきたいと思います。</p>	<p>修正しません。 （意見は参考にさせていただ きます。）</p> <p>なお、周知については、震 災編（災害予防計画）第24 節5(2)エに次を加える修正 を行います。 （コ）避難方法（ペットに 対する対応を含む。）の確 認</p>
11	震災編（災害予防計画）第11節 3(4)	<p>地域防災計画の修正内容の対比表-2「避難所 での情報集約と災害対策本部との情報伝達にお いて、デジタルツールの活用ができなかった」と の課題ですが、まだ市内の自主防災組織は紙 ベースの情報連絡のフローチャート作成ができ てない。そもそもだ。DXの前に検討・練習す ることです。</p>	<p>媒体を問わず、しっかりと活用できる状態にあ ることが重要であると考えていますので、地区 の防災訓練を通して、いざという時に対応でき る状態となるよう働きかけていきたいと考えて います。</p>	<p>修正しません。 （意見は参考にさせていただ きます。）</p>

■小矢部市地域防災計画の修正案に対する意見とその対応について

資料3

No.	該当箇所	意見内容（要旨）	意見に対する回答	地域防災計画の修正の有無
12	震災編（災害予防計画）第11節 5(2)	地域防災計画新旧対策表の新旧-16(2)「自動車による避難の原則禁止の周知」ですが、原則禁止は外して頂きたい。物資を担いでの避難は困難です。水害時は、自動車で安全な場所に避難すべき。	特に地震時においては、道路の隆起や陥没のほか、家屋の倒壊等により道路が通行できない状況が予想され、緊急車両の通行に支障が生じる恐れがあることから、これまで自動車での移動は一律禁止としていました。しかしながら、状況によっては自動車による移動が有効な場合もあることから、一律禁止から原則禁止に変更したものです。 水害時においても、道路が冠水する前であれば自動車での移動は有効と考えられるため、こちらにも同様に、一律禁止から原則禁止に緩和するものです。 とは言え、災害時は緊急車両の通行が優先されるべきと考えていますので、自動車による避難の原則禁止を外すということは慎重であるべきと考えています。	修正しません。 (意見は参考にさせていただきます。)
13	震災編（災害予防計画）第11節 6	避難所運営マニュアルの存在すら知らない人があまりに多く、「防災士」と「地区防災会」と「機能別分団員」は、目を通しておくべきです。出前講座で避難所のお話をする場合、存在をアピールしていますが、誰も見ていないと思います。	避難所運営マニュアルの存在を周知していきます。特に、初動期の開設段階における手順は分かりやすく示す工夫をしたいと考えています。	修正しません。 (意見は参考にさせていただきます。)
14	震災編（災害予防計画）第15節 9	消雪用井戸の防災井戸としての流用は、技術的なハードルがいくつもあります。	消雪井戸を防災井戸にする際の課題は認識しています。様々な課題を整理しながら、多角的に検討していきます。	修正しません。 (意見は参考にさせていただきます。)
15	震災編（災害予防計画）第22節 5	地域防災計画の修正内容の対比表-4「外国人への情報発信が不十分であった。」との課題であるが、多言語対応もさることながら、そもそも、他市の外国人住民対象の避難訓練は小矢部市はやっておりません。また、自治会組織漏れの集合住宅やアパートにお住まいの方は市報や災害訓練の学びの機会を得られていません。	外国人への周知や訓練参加の呼びかけを行う場合には、チラシ等の多言語化が必要になると考えていますので、アプリ等の導入が有効であると考えています。	修正しません。 (意見は参考にさせていただきます。)

■小矢部市地域防災計画の修正案に対する意見とその対応について

資料3

No.	該当箇所	意見内容（要旨）	意見に対する回答	地域防災計画の修正の有無
16	震災編（災害予防計画）第24節 新設7	女性防災士の割合の多い砺波市は、女性ばかり受講してもらう年がありました。	防災士の養成にあたっては、各地区から候補者を推薦していただいておりますが、意見を参考に、女性を推薦していただく仕組みづくりを検討していきます。	修正しません。 （意見は参考にさせていただきます。）
17	震災編（災害予防計画）第24節 新設7	防災士を増員するのは良いが、それに伴い市防災士連絡協議会の、郵便料が負担になっている。 砺波市防災士連絡協議会のように高額にする必要は無いので、せめて元の10万円に戻してほしいです。	市防災士連絡協議会の会員が増えていることは認識しています。郵便料の引き上げもあり、負担増となっていることは把握していますので、別途検討します。	修正しません。 （意見は参考にさせていただきます。）